事業番号２-３

平成29年度

事業シート（概要説明書）

予算事業名	障害者（児）医療費助成事業（市）	事業開始年度	昭和48年度
上位施策事業名	障がい者の福祉を充実する	担当局・部名	市民部
根拠法令等	加古川市医療の助成に関する条例、加古川市福祉医療受給者の福祉医療以外の公費負担医療費に係る自己負担額の助成に関する要綱	担当課･係名	医療助成年金課
事務区分	■自治事務　□法定受託事務	作成責任者	鹿間　隆泰

実施の背景	障がい者が地域で安心してともに暮らすことができるよう、医療費を助成することにより、障がい者の経済的な負担を軽減し、自立した生活を送るための支援体制を充実させる必要がある。
目　的（何をどうしたいのか）	障がい者の経済的負担の軽減を図る。

事業概要

対　象（誰・何を対象に）	後期高齢者医療被保険者を除く障がい者（60歳以上の身体障害者手帳３・４級所持者、60歳未満の身体障害者手帳の心臓機能障害３級所持者、療育手帳Ｂ１判定所持者、精神障害者保健福祉手帳２級所持者）のうち、本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割額が、それぞれ23万５千円未満である者	対象者数（全住民に対する割合）	2,037 人（ 0.76 % ）

実施方法	■直接実施
	□業務委託 又は □指定管理　（委託先又は指定管理者：　）
	□補助金〔直接・間接〕（補助先：　実施主体：　）
	□貸付（貸付先：　）□その他（　）

事業内容（箇条書き）	事業費		活動指標
障がい者の保険診療にかかる医療費の自己負担分と一部負担金の差額を助成する。	196,049	千円	医療費助成額 医療費助成件数
		千円	
		千円	
		千円	

関連事業（同一目的事業等）	重度障害者（児）医療費助成事業（県）、高齢重度障害者医療費助成事業（県）、高齢障害者医療費助成事業（市）

コスト

		29年度（予算）	28年度（決算）	27年度（決算）	26年度（決算）
事業費	事業費合計	203,595 千円	196,049 千円	207,071 千円	206,596 千円
事業費	事業費内訳（平成28年度分）	扶助費　191,113千円　※医療助成費 手数料　4,790千円　※審査機関への審査支払手数料、医療機関への事務処理費 その他　146千円　※医療費受給者証等印刷費、医療費受給者証等郵送料			
人件費	担当正職員	0.32 人　2,434 千円	0.32 人　2,434 千円	0.36 人　2,738 千円	0.36 人　2,738 千円
人件費	臨時職員等	0.48 人　542 千円	0.48 人　572 千円	0.28 人　419 千円	0.28 人　367 千円
人件費	人件費合計	0.80 人　2,976 千円	0.80 人　3,006 千円	0.64 人　3,157 千円	0.64 人　3,105 千円
総事業費		206,571 千円	199,055 千円	210,228 千円	209,701 千円

財源内訳

	29年度（予算）	28年度（決算）	27年度（決算）	26年度（決算）
国県支出金	千円	千円	千円	千円
国県支出金の内容				
地方債	千円	千円	千円	千円
その他特財	千円	千円	千円	千円
その他特財の内容				
一般財源	206,571 千円	199,055 千円	210,228 千円	209,701 千円
財源合計	206,571 千円	199,055 千円	210,228 千円	209,701 千円

事業番号２-３

平成29年度

事業シート（概要説明書）

予算事業名	障害者（児）医療費助成事業（市）	事業開始年度	昭和48年度

		【活動指標名】（実績値/目標値）	単位	H28年度	H27年度	H26年度
事業実績	活動実績	医療費助成額	円	191,112,912	202,034,677	201,592,848
		医療費助成件数	件	37,078	37,331	36,536
				/	/	/
				/	/	/
	単位当たりコスト	総事業費　／　助成件数	円	5,369	5,631	5,740

事業成果	成果目標（指標設定理由等）	障がい者が安心して医療機関を受診することができる環境整備の進捗を示す目安として、受給者１人あたりの助成額及び助成件数を成果目標として設定している。				
	成果（目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	H28年度	H27年度	H26年度
		受給者１人あたりの助成額	円	93,821	99,231	97,200
		受給者１人あたりの助成件数	件	18.2	18.3	17.6
		障がい者に対する支援に関して満足している市民の割合	%	48.8/45.0	—	38.0/45.0

事業の自己評価	事務事業評価結果	□拡充　■維持　□縮小　□改善　□統合　□廃止　□休止　□完了 当該事業は、一定の所得制限を設けた上での障がい者の医療費助成事業であり、障がい者の経済的負担の軽減に寄与している。
	今後の事業の方向性、課題等	障がい者が地域で自立した生活を送れるよう今後も継続的な事業の実施が必要と考える。
比較参考値（他自治体での類似事業の例など）		県補助事業は、後期高齢者医療被保険者を除く重度障がい者（身体障害者手帳１・２級所持者、療育手帳Ａ判定所持者、精神障害者保健福祉手帳１級所持者）のうち、本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割額の合計が、23万５千円未満である者を対象として実施している。 県下では、全41市町中、13市３町が県補助事業より対象者を拡大して実施している。
特記事項		

事業番号２-３

平成29年度

事業シート（概要説明書）

予算事業名	高齢障害者医療費助成事業（市）	事業開始年度	昭和58年度
上位施策事業名	障がい者の福祉を充実する	担当局・部名	市民部
根拠法令等	加古川市高齢障害者医療費助成要綱、加古川市福祉医療受給者の福祉医療以外の公費負担医療費に係る自己負担額の助成に関する要綱	担当課･係名	医療助成年金課
事務区分	■自治事務　　□法定受託事務	作成責任者	鹿間　隆泰

実施の背景	障がい者が地域で安心してともに暮らすことができるよう、医療費を助成することにより、障がい者の経済的な負担を軽減し、自立した生活を送るための支援体制を充実させる必要がある。
目　的（何をどうしたいのか）	高齢障がい者の経済的負担の軽減を図る。

事業概要

対　象（誰・何を対象に）	後期高齢者医療被保険者である高齢障がい者（身体障害者手帳３・４級所持者、療育手帳Ｂ１判定所持者、精神障害者保健福祉手帳２級所持者）のうち、本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割額が、それぞれ23万５千円未満である者	対象者数（全住民に対する割合）	1,965 人（ 0.74 % ）

実施方法

■直接実施

□業務委託 又は □指定管理　（委託先又は指定管理者：　　）

□補助金〔直接・間接〕（補助先：　　実施主体：　　）

□貸付（貸付先：　　）□その他（　　）

事業内容（手段、手法など）

事業内容（箇条書き）	事業費		活動指標
高齢障がい者の保険診療にかかる医療費の自己負担分と一部負担金の差額を助成する。	144,669	千円	医療費助成額 医療費助成件数
		千円	
		千円	
		千円	

関連事業（同一目的事業等）

重度障害者（児）医療費助成事業（県）、障害者（児）医療費助成事業（市）、高齢重度障害者医療費助成事業（県）

コスト

	29年度（予算）	28年度（決算）	27年度（決算）	26年度（決算）
事業費合計	148,508 千円	144,669 千円	147,666 千円	151,001 千円
事業費内訳（平成28年度分）	扶助費　134,650千円　※医療助成費 手数料　9,832千円　※審査機関への審査支払手数料、医療機関への事務処理費 その他　187千円　※医療費受給者証等印刷費、医療費受給者証等郵送料			
人件費 担当正職員	0.32 人　2,434 千円	0.32 人　2,434 千円	0.36 人　2,738 千円	0.36 人　2,738 千円
人件費 臨時職員等	0.48 人　542 千円	0.48 人　572 千円	0.28 人　419 千円	0.28 人　367 千円
人件費 人件費合計	0.80 人　2,976 千円	0.80 人　3,006 千円	0.64 人　3,157 千円	0.64 人　3,105 千円
総事業費	151,484 千円	147,675 千円	150,823 千円	154,106 千円

財源内訳

	29年度（予算）	28年度（決算）	27年度（決算）	26年度（決算）
国県支出金	千円	千円	千円	千円
国県支出金の内容				
地方債	千円	千円	千円	千円
その他特財	千円	千円	千円	千円
その他特財の内容				
一般財源	151,484 千円	147,675 千円	150,823 千円	154,106 千円
財源合計	151,484 千円	147,675 千円	150,823 千円	154,106 千円

事業番号２-３

平成29年度

事業シート（概要説明書）

予算事業名	高齢障害者医療費助成事業（市）	事業開始年度	昭和58年度

		【活動指標名】（実績値/目標値）	単位	H28年度	H27年度	H26年度
事業実績	活動実績	医療費助成額	円	134,650,817	137,693,782	140,877,765
		医療費助成件数	件	73,507	73,313	74,270
				/	/	/
				/	/	/
	単位当たりコスト	総事業費　／　助成件数	円	2,009	2,057	2,075

事業成果	成果目標（指標設定理由等）	障がい者が安心して医療機関を受診することができる環境整備の進捗を示す目安として、受給者１人あたりの助成額及び助成件数を成果目標として設定している。				
	成果（目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	H28年度	H27年度	H26年度
		受給者１人あたりの助成額	円	68,525	69,262	70,580
		受給者１人あたりの助成件数	件	37.4	36.9	37.2
		障がい者に対する支援に関して満足している市民の割合	%	48.8/45.0	—	38.0/45.0

事業の自己評価	事務事業評価結果	□拡充　■維持　□縮小　□改善　□統合　□廃止　□休止　□完了 当該事業は、一定の所得制限を設けた上での高齢障がい者の医療費助成事業であり、高齢障がい者の経済的負担の軽減に寄与している。
	今後の事業の方向性、課題等	障がい者が地域で自立した生活を送れるよう今後も継続的な事業の実施が必要と考える。
比較参考値（他自治体での類似事業の例など）		県補助事業は、後期高齢者医療被保険者である高齢重度障がい者（身体障害者手帳１・２級所持者、療育手帳Ａ判定所持者、精神障害者保健福祉手帳１級所持者）のうち、本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割額の合計が、23万５千円未満である者を対象として実施している。 県下では、全41市町中、13市３町が県補助事業より対象者を拡大して実施している。
特記事項		

障害者医療助成の対象者一覧

事業名	資格	平成28年度 決算扶助費	対象者（平成29年8月1日現在）											所得制限	
			合計	身体					精神		療育		世帯合算により県補助の対象とならなかった者	世帯合算あり	世帯合算なし
				１級	２級	60歳まで心臓３級	60歳以上３級	60歳以上４級	１級	２級	A	B１			
重度障害者（児） 医療費助成事業 （県） 【県補助事業】	後期高齢者を除く	350,928千円 うち県補助 174,389千円	2,115人	1,089人	505人				80人		441人			○	
障害者（児） 医療費助成事業 （市） 【市単独事業】	後期高齢者を除く	191,113千円	2,028人			35人	281人	768人		609人		326人	9人		○

事業名	資格	平成28年度 決算扶助費	対象者（平成29年8月1日現在）											所得制限	
			合計	身体					精神		療育		世帯合算により県補助の対象とならなかった者	世帯合算あり	世帯合算なし
				１級	２級		３級	４級	１級	２級	A	B１			
高齢重度障害者 医療費助成事業 （県） 【県補助事業】	後期高齢者	197,652千円 うち県補助 74,046千円	2,133人	1,423人	637人				61人		12人			○	
高齢障害者 医療費助成事業 （市） 【市単独事業】	後期高齢者	134,651千円	1,992人				728人	1,155人		103人		3人	3人		○

所得制限

本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割額が23万５千円未満であること。県補助事業は世帯を合算して判定しますが、市単独事業は合算せずそれぞれで判定。

一部負担金（４事業共通）

１医療機関ごとに、通院は１日600円（低所得者400円）を限度に月２回まで、入院は月2,400円（低所得者1,600円）までの負担とします。

県下市町の障害者医療助成の実施状況

平成29年7月1日現在

市町名	対象拡大							所得制限		
	３級	４級	精神２級	精神３級	療育Ｂ１	療育Ｂ２	内容（△※部分の内容）	無	緩和	世帯合算前
神戸市	△				○		３級かつＢ１の重複、３級内部のみ			○
姫路市										
尼崎市	○		○		○		※本人の所得のみで判定		※	○
明石市	△		○		○		身障３級のうち外部障害は世帯員が住民税所得割非課税の場合対象			
西宮市	○	△	○		○	○	４級は入院のみ助成、自閉症の人			
洲本市										
芦屋市	○		○		○					○
伊丹市										
相生市										○
豊岡市										
加古川市	△	△	○		○		60歳以上の3、4級、心臓機能障害3級（後期高齢者を除く）			○
たつの市										○
赤穂市	△	△					後期高齢者医療の被保険者の3級と4級の一部			○
西脇市										
宝塚市	○	○	○		○					○
三木市										
高砂市	△		○		○		心臓機能障害３級のみ			
川西市	△		△		△		身障手帳3級、療育手帳B1、精神2級は、①所得制限が年金収入を加えた所得80万円以下②入院自己負担額の1/3を助成			
小野市										
三田市	○									○
加西市			○							○
篠山市										
養父市							※中学生以下は所得制限なし		※	
丹波市			△	△			①精神2･3級は県と同じ一部負担額とし、被保険者負担分から一部負担額を控除した残りの1/2を助成②自立支援医療の自己負担分の1/2を助成			○
南あわじ市										
朝来市										
淡路市										
宍粟市										○
加東市										
猪名川町	△		△		△		身障手帳3級、療育手帳B1、精神2級は、①世帯非課税者で、年金収入を加えた所得が80万円以下②入院自己負担額の1/3を助成			
多可町	○				○	○				
稲美町										
播磨町	△				○		３級は内部障害のみ			
神河町										
市川町										
福崎町										
太子町										
上郡町										
佐用町										○
香美町										
新温泉町								○		
合計	14	4	11	1	12	2		1	2	13

※対象者拡大は１３市３町が実施

自立支援医療にかかる助成制度について

1　自立支援医療費（精神通院医療）の支給

精神疾患を有し、通院による継続的な精神医療を受ける時にかかる費用の一部を公費で負担する制度です。

原則として医療費の１割分が自己負担となりますが、世帯の市民税課税額等に応じて自己負担の上限額があります。

2　自立支援医療費（更生医療）の支給

身体障がい者の障害を軽減して、日常生活を容易にすることを目的とした医療にかかる費用の一部を公費で負担する制度です。

原則として医療費の１割分が自己負担となりますが、世帯の市民税課税額等に応じて自己負担の上限額があります。

3　自立支援医療（更生医療）自己負担額の助成

自立支援医療（更生医療）の受給者に対して、自立支援医療（更生医療）に要した自己負担額の一部を助成する制度です。

4　自立支援医療費（育成医療）の支給

身体上の障がいや疾患を有する満 18 歳未満の児童の障害や疾患を軽減して、日常生活を容易にすることを目的とした医療にかかる費用の一部を公費で負担する制度です。

原則として医療費の１割分が自己負担となりますが、世帯の市民税課税額等に応じて自己負担の上限額があります。

5　自立支援医療（育成医療）自己負担額の助成

自立支援医療（育成医療）の受給者に対して、自立支援医療（育成医療）に要した自己負担額の一部を助成する制度です。

6　在宅重症心身障がい児（者）訪問看護利用料の一部助成

訪問看護を利用した場合の利用料（保険診療が適用された療養費の自己負担額）のうち、１割を控除した額を助成します。

障害者医療助成制度の沿革

年　　月	制　　度　　（内　容）	備考
昭和48年8月1日	・70歳以上及び65～69歳の身体障害者（1・2級）で所得制限を超えるものに医療費の助成を開始（老３） ・身体障害者で１・２級の者に医療費の助成を開始（身５） ・60～64歳の身体障害者（3・4級）で均等割の者に医療費の助成を開始（身６）	（全体） １級・２級 （60～） ３級～４級
昭和51年4月1日	・60～64歳の身体障害者（3・4級）　身６の所得制限改正 （国の限度額に緩和）	
昭和54年7月1日	・所得制限の基準改正 ・身５老人福祉法を準用してたのを特別児童扶養手当等の支給に関する法律に改正（県要綱の改正） ・身６、身５と同様（条例改正）	
昭和55年7月1日	・心臓疾患の３級の者に限り年齢を１～60歳に拡大する。	心臓３級追加
昭和57年12月市会	・70歳以上及び65～69歳の身体障害者（1・2級で所得制限を超えるもの老３の廃止）（老人保健法に包括）	
昭和58年3月5日	・高齢心身障害者特別医療費助成要綱を告示 老人保健法及び条例対象者のうち心身障害者（１～４級・Ａ判定）で心身障害者医療の所得制限以下の者に一部負担金を助成 ・県制度　　１・２級・Ａ判定 ・市制度　　３・４級	
昭和59年12月市会	・心身障害者医療の対象者を拡大 社会保険の被保険者で心身障害者（１～４級・Ａ判定）で心身障害者医療の所得制限以下の者が対象者に （昭和59年10月１日から適用） ・県制度　　１・２級・Ａ判定 ・市制度　　３・４級 ・その他 法別82・83の年齢制限が改正された。 法別82は、０歳～老健有効の始期の前日まで 法別83は、60歳～老健有効の始期の前日まで	療育Ａ追加
平成4年7月1日	・福祉医療の条例改正 重度心身障害者医療は所得制限の緩和	
平成17年7月1日	・福祉医療制度改正 障害者医療（精神障害者医療を含む） （法別82,83,43,44） 高齢障害者医療（高齢精神障害者医療を含む） （法別は無し） 一部負担金　　外来500円（低所得300円）月2回まで 入院1割負担2,000円（低所得1,200円） 所得制限　　特別障害者手当準拠に変更 法別83 対象者拡大　　療育手帳Ｂ１追加 法別43（新設） 対象者　　精神手帳1級 精神疾患に対する通院入院は助成の対象外 法別44（新設） 対象者　　精神手帳2級 精神疾患に対する通院入院は助成の対象外 高齢障害者（新設） 対象者　　老人保健法による医療受給者 かつ障害者医療対象者	精神追加 療育Ｂ１追加
平成20年7月1日	・障害者医療費助成方法の変更（高齢受給者証対象者） ・老人保健制度の廃止により、70～74歳の後期高齢者医療保険に加入していない人について、加入保険と高齢受給者証と障害者医療費受給者証の間の給付調整ができなくなったため、障害者医療費の助成を、従来の給付方法ではなく、いったん医療機関の窓口で加入保険と高齢受給者証での自己負担を支払った後、市に対して現金請求を行う償還払い方法へ変更となった。	70～74償還

障害者医療助成制度の沿革

年　　月	制　　度　　（内　容）	備考
平成21年7月1日	・障害者医療費助成制度・高齢障害者医療費助成制度 ・一部負担金の変更 ・所得制限の変更（自立支援医療制度に準拠） 所得判定対象者それぞれの市民税所得割税額＜２３万５千円 ・低所得者の判定基準の拡大 所得判定対象者全員が市民税非課税で、 年金収入＋所得（年金所得除く）≦８０万円 ・２年間の経過措置の設定 旧所得制限 ・医療機関ごとに（外来は月２回までの負担。入院は定率１割負担）	
平成23年7月1日	・老人医療・障害者医療・高齢障害者医療　経過措置終了 〇障害者・高齢障害者医療 平成21年7月の兵庫県制度の改正に伴う経過措置の終了 ※所得判定の厳格化に伴い、2年間は従前の所得制限を満たす場合も 受給者とし、別途一部負担金を設定した。	
平成24年7月1日	・障害者、高齢障害者、乳幼児等、こども医療 市単独で所得要件緩和（世帯合算導入回避） 県制度の「世帯合算」を導入せず、「本人、配偶者、扶養義務者」 それぞれで所得判定。	県世帯合算導入